

岡産雇第32号
令和4年4月7日

岡山市内経済団体等所属企業 御中

岡山市長 大森 雅夫
(公印省略)

新型コロナワクチンの接種促進に向けた協力依頼について

平素から、岡山市政各般にわたり格別のご高配を賜り、感謝申し上げます。

さて、岡山市では、ワクチン接種を新型コロナウイルス感染症対策の切り札と位置付け接種を進めております。

市内の感染状況は、3月末から再び増加に転じており、また、4月以降は感染者の8割超を40代以下が占め、家庭内感染も多く見受けられるため、若い世代の感染防止を徹底する必要があります。

別添の「従業員のみなさまへ」には、市の集団接種会場（イオンモール岡山、岡山高島屋）や市内接種医療機関に関するお知らせを記載しております。特に、4月8日（金）以降は、市集団接種会場において、平日は17時から21時まで夜間接種を行いますので、従業員の皆さんに配布していただけますと幸甚です。

また、ワクチン接種には、発症と重症化を予防する効果が期待できる一方で、一定の割合で副反応が発生することがあるとされています。このため、各企業、団体等におかれましては、接種を希望する従業員の方がワクチン接種を受けやすくなるよう、ワクチン休暇の導入や既存の休暇制度の活用等の環境整備を検討していただきますようお願いいたします。

なお、ワクチン接種は、あくまでも任意であるため、接種を希望されない又は接種ができない従業員の方に対して不利益が生じないように配慮ください。

また、ワクチン接種後も、マスクの着用、手指衛生、ゼロ密などの感染防止対策は引き続き必要ですので、併せてご周知ください。

※次頁に「ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い」に関する厚生労働省QAを掲載しています。

※武田／モデルナ社ワクチンの3回目接種に用いる量は1・2回目接種で用いた量の半量となり、また、同ワクチンの3回目接種では2回目接種後と比較して、発熱や疲労などの接種後の症状が少ないことが報告されております。可能であればモデルナ社製ワクチンの接種をご検討くださいますよう周知をお願いします。

【連絡先】

岡山市産業観光局
産業振興・雇用推進課長
船守 秀樹 Tel.086-803-1325

【参考】厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」

＜ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い＞

Q 自社に勤める労働者が新型コロナワクチンの接種を安心して受けられるよう、新型コロナワクチンの接種や接種後に発熱などの症状が出た場合のために、特別の休暇制度を設けたり、既存の病気休暇や失効年休積立制度を活用したりできるようにするほか、勤務時間中の中抜けを認め、その時間分終業時刻を後ろ倒しにすることや、ワクチン接種に要した時間も出勤したものとして取り扱うといった対応を考えています。こういった点に留意が必要でしょうか。

A 職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。

また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度（失効した年次有給休暇を積み立てて、病気で療養する場合等に使えるようにする制度）等をこれらの場面にも活用できるよう見直すこと、②特段のペナルティなく労働者の中抜け（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認め、その分終業時刻の繰り下げを行うことなど）や出勤みなし（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものとして取り扱うこと）を認めることなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生するものと考えられます（※）。

こうした対応に当たっては、新型コロナワクチンの接種を希望する労働者にとって活用しやすいものになるよう、労働者の希望や意向も踏まえて御検討いただくことが重要です。

※ 常時10人以上の労働者を使用する事業場の場合、就業規則の変更手続も必要です。